

児童館・交通児童遊園休館基準

令和7年1月15日

1 判断による休館

非常災害、その他急迫の事情のある場合

(1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休館 ただし、警報解除2時間後に開館。
正午以降に解除された場合	休館
開館中の発令	休館とする。状況に応じて、保護者に連絡し、引き渡す。

(2) 地震

震度5弱の地震が発生した場合	地震発生当日は休館
開館中の発生	休館とする。児童の安全が確認されるまで施設内で待機のうえ、保護者へ連絡をとり、引き渡す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	休館の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	休館の場合は、災害対策本部の判断による。

(4) 熱中症特別警戒情報

開館日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、翌日の児童館は休館とする。

2 その他

火災、災害、事故等により園児等の生命・身体に危険があると認められる場合は休園する。